

# 琉球大学学術リポジトリ

## 生物多様性条約のABS国際レジーム確立に向けて沖縄が考えるべき課題

メタデータ	言語: 出版者: 南方資源利用技術研究会 公開日: 2014-10-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡田, 吉央 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/0002016683">http://hdl.handle.net/20.500.12000/0002016683</a>

## 生物多様性条約の ABS 国際レジーム確立に向けて沖縄が考えるべき課題

財団法人 沖縄県産業振興公社・岡田 吉央 (E-mail: yokada@okinawa-ric.or.jp)

生物多様性条約は、環境と開発に関する国際社会での議論の中から、具体的には「国連環境計画」(The United Nations Environment Programme, UNEP) 中の会議を経て、「持続可能な開発」という考え方が示された「環境と開発に関する国際連合会議」(United Nations Conference on Environment and Development, UNCED ; 「地球サミット」と呼ばれる。1992 年開催、ブラジル・リオデジャネイロ) で発足した。

条約では第一条で目的として『生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現すること』を掲げており、さらに『この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適当な資金供与の方法により達成する。』とされている。生物資源の利用と利益配分 (Access and Benefit Sharing, ABS) については、2002 年にドイツ・ボンで採択されたガイドラインを越えた国際制度枠組みの包括的な内容が必要とのコンセンサスで、「国際レジーム (Regime)」と呼ばれる。

地球サミットには国だけではなく産業団体、市民団体、非政府組織が参加した。この事からも分かるように、地球規模で持続可能な開発と環境問題を考えるには、主権国家間だけの議論ではなく、より広く開かれた国際的な議論が必要と言う事で、生物多様性条約の実務を進める会議 (Conference of the Parties, COP、締約国会議と呼ばれる) では科学界も重要な役割を果たしてきた。

この条約は生物資源に関わる文化や伝統知識、また地域社会のあり方を含む極めて広い範囲が考慮に入れられたもので (第 8 条(j)項)、この事は二条で定められている用語の定義に見てとる事が出来る。例としては

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

「生物資源」には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む。

「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

特筆すべき事は、この条約は生物資源について「主権的権利」(第 3 条原則及び第 15 条第 1 項) が存在する事を前提としており、従来の生物資源を利用した研究開発のあり方を大きく変えつつある。これは国際的な生物資源に関するこれまでのあり方、即ち典型的には後発開発途上国から遺伝資源を得て研究開発した成果の商業的利用などから生ずる利益が独占される事は公平でないとの考え方に基づいて、利益の配分のための措置が取られるべきという基本的考え方の方向性が示されている (第 15 条第 7 項)。生物多様性条約はこの様に遺伝資源をめぐる「南北問題」として、特に生物資源に関する伝統的知識 (Traditional Knowledge, TK) の国際的な知的財産権の紛争の一面も併せ持つ。

条約の中で「生物資源の利用と利益配分」の仕組みづくりには、『後発開発途上国及び島嶼国の特別な事情』への配慮が考慮されている事、『生物の多様性を保全するため多額の投資が必要であること並びに当該投資から広範な環境上、経済上及び社会上の利益が期待されること』、『経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上国にとって最優先の事項であること』(以上条約の前文から)、などが基本にある。

今年 10 月に名古屋で開かれた第 10 回の締約国会議 (COP10) で「生物資源の利用と利益配分」の仕組みが採択された形だが (「名古屋議定書」、特にその実効性などはこれからの課題だ。

これらに関して、日本国内の状況は、生物多様性国家戦略や 2008 年施行の生物多様性基本法などがあるが、「生物資源の利用と利益配分」は、2003 年頃から主にバイオインダストリー協会が中心と成って取り組まれており、「遺伝資源を得て研究開発し商業的に利用する側」の視点はあ  
るものの、「遺伝資源を保有し提供する側」の視点は乏しい実情と言えるだろう。生物多様性条約の締約国のなかでは国内問題として、生物資源の保護と利益配分などを包括する制度の策定に取り組んでいる例があるが (例えば豪州、クイーンズランド州のバイオディスカバリーアクト 2004)、日本国内ではこの様な動きは主だったものとしては見受けられない。

沖縄はその特徴的な生物資源と伝統的に健康長寿の地である事を活用したバイオ産業が育ちつつあるが、一方でその資源に関する権利は守る術を特に持っていない。特許法などの知的財産権の仕組みはその助けにはなるものの、どちらかと言えば遺伝資源を利用する側の利益の確保に資する部分が多い。名古屋会議にあたっての日本政府の生物多様性条約に対する姿勢は、生物資源取得の制限や資源保有地への権利の付与について積極的でないのが基本的なものであった。名古屋での条約締約国会議では生物資源の利用とそこから生じる利益の適正配分の国際枠組みが一応決められたので、これを受け国内の枠組みが今後決められて行く筈である。名古屋での議事運営 (議長国は日本だった) から推察されるのは、「遺伝資源を保有し提供する側」の立場もある沖縄にとって、国内法制そのものは厳しいものとなって行くだろうという事だ。

次の締約国会議がインドで 2 年後に予定されている事にも示されている通り、国際的には、「遺伝資源を保有し提供する側」の立場が強化されてゆくのが基本的な流れである。従って、これに先立ち条例などの整備をする事、沖縄振興法などでの措置で、沖縄の生物資源に関する主権を守る仕組みづくりについて早急な産学官挙げての取り組みが望まれる。

#### 参考文献、情報リソースなど

- ・株式会社 三井物産戦略研究所 レポート 2010 年 4 月号  
「遺伝資源をめぐる南北問題 ―カギを握る生物多様性条約―」平田祥一朗  
[http://mitsui.mgssi.com/issues/report/r1004q\\_hirata.pdf](http://mitsui.mgssi.com/issues/report/r1004q_hirata.pdf)
- ・バイオサイエンスとインダストリー Vol.63, No.6, 63-65; 同 No.7, 62-64; 同 No.8, 71-73 (2005 年)  
「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議論の変遷と我が国の対応①―③」嶋野武志、長尾勝昭
- ・財団法人バイオインダストリー協会 ―生物資源総合研究所― <http://www.mabs.jp/index.html>  
「遺伝資源へのアクセス手引書」財団法人バイオインダストリー協会、経済産業省 (2005 年) ほか
- ・生物多様性条約市民ネットワーク <http://www.cbdnet.jp/> <アクセスと利益配分・沖縄作業部会>
- ・沖縄・生物多様性市民ネットワーク <http://www.bd.libre-okinawa.com/> <沖縄の歴史的な視点>
- ・The International Indigenous Forum on Biodiversity(IIFB) <http://www.iifb.net/> <主権・配分>
- ・先住民族の権利ネットワーク <http://indigenousnet.blog75.fc2.com/> <開発支援の公平性>